

遺失物取扱いのしおり

(施設占有者のみなさんへ)



島根県警察本部警務部会計課

はじめに

落とし物を拾ったときは、速やかに、落とし主に返還するか、警察に提出しなければならぬことが法律で定められています。

この資料は、施設内における落とし物について、お客様から落とし物の届出があった場合や、落とし物を警察に提出する場合など、必要な手続についてまとめたものです。

各施設においてご活用いただき、適切に落とし物の取扱いをしていただきますよう、よろしく申し上げます。

目 次

第1章	このしおりで使用する言葉の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	拾得者の権利・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3章	施設占有者の取扱い手順・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	●お客様から物件が交付されたとき	
	●拾得物件についての掲示	
	●遺失者に返還するとき	
	●警察署長に提出するとき	
	●保管期間を過ぎた物件はどうなるの？	
第4章	特例施設占有者制度・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第5章	罰則・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第6章	参考様式・・・・・・・・・・・・・・・・	11

第1章 このしおりで使用する言葉の定義

用語	意味
物件	遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜）のことをいいます。 いわゆる「落とし物」のことです。
拾得	物件の占有を始めること（落とし物を拾うこと）をいいます。
拾得者	落とし物を拾った方をいいます。
遺失者	落とし物をされた方をいいます。
施設	建築物その他の施設（車両等の移動施設を含む。）であって、その管理に当たる者が常駐するものをいいます。
施設占有者	施設を自己のためにする意思を持って支配している者をいいます。 従業員等が拾得した物件は、施設占有者が拾得したものとして扱います。
交付	お客様が、施設内で拾得した物件を施設占有者に差し出すことをいいます。
提出	施設占有者が、拾得した物件を警察署長に差し出すことをいいます。

第2章 拾得者の権利

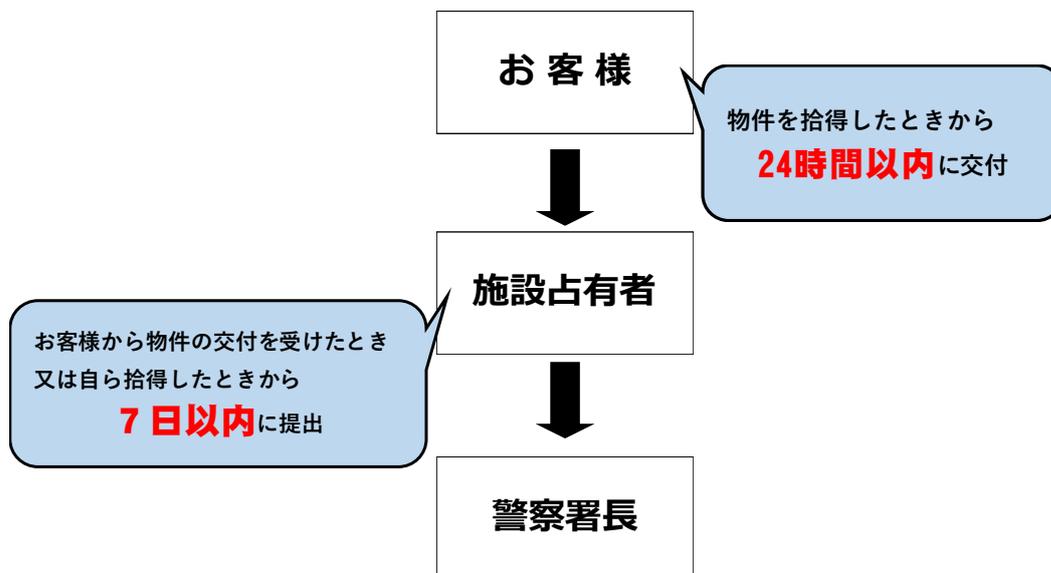
物件を拾得した方には、3つの権利が発生します。

- ① **所有権を取得する権利**
遺失者が判明しなかったときに、その物件を受け取ることができます。
- ② **報労金を受け取る権利**
遺失者が判明したときに、報労金（お礼）を受け取ることができます。
- ③ **費用を請求する権利**
物件を提出するために要した費用について、
遺失者又は所有権を取得した者に請求することができます。

拾得者は、3つの権利全てを主張することもできますし、全て放棄することもできます。



拾得者の権利を主張するためには、
決められた期間内に交付・提出する必要があります。



所有権を取得する権利

警察署長が拾得物件の提出を受けてから、保管期間（3ヶ月）を経過しても遺失者が判明しなかったときは、**拾得者が所有権を取得します。**

- ◆お客様が拾得した場合は、お客様が所有権を取得します。
- ◆施設占有者が拾得した場合は、施設占有者が所有権を取得します。

報労金を受け取る権利

拾得者は、物件の価格の5～20%に相当する額の報労金を受け取ることができます。

ただし、施設内でお客様が拾得した場合の報労金は、**お客様と施設占有者で折半しなければなりません。**

費用を請求する権利

拾得物件を受け取る者に対し、提出するために要した費用を請求することができます。

費用とは？・・・ お客様が施設占有者に交付するまで

又は施設占有者が警察署長に提出するまでにかかった交通費や保管費用

【拾得物件に関する権利パターン】

- ・お客様が拾得した場合

お客様の交付	施設占有者の提出	所有権		報労金		費用	
		お客様	施設占有者	お客様	施設占有者	お客様	施設占有者
24時間以内	7日以内	○	×	1/2	1/2	○	○
24時間以内	7日経過後	○	×	1/2	×	○	×
24時間経過後	7日以内	×	○	×	1/2	×	○
24時間経過後	7日経過後	×	×	×	×	×	×

- ・施設占有者が拾得した場合

施設占有者の提出	所有権	報労金	費用
7日以内	○	物件の5～20%に相当する額の全額	○
7日経過後	×	×	×

- ・お客様、施設占有者のいずれかが権利を放棄する場合

お客様	施設占有者	所有権		報労金		費用	
		お客様	施設占有者	お客様	施設占有者	お客様	施設占有者
24時間以内に交付	権利放棄	○	×	1/2	×	○	×
24時間経過後に交付	権利放棄	×	×	×	×	×	×
権利放棄	7日以内に提出	×	○	×	1/2	×	○
権利放棄	7日経過後に提出	×	×	×	×	×	×
権利放棄	権利放棄	×	×	×	×	×	×

注意！

報労金及び費用は、遺失者に返還後、1ヶ月を経過すると請求できなくなります。

～所有権を取得することができない物件があります～

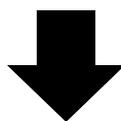
- ① 法令の規定によりその所持が禁止されている物（法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であって政令で定めるものを除く。）
例：銃砲、火薬、薬物等

- ② 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録
例：運転免許証、被健康保険者証、マイナンバーカード、預貯金通帳、クレジットカード等

- ③ 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録
例：手帳、日記帳、備忘録、個人的な記録が保存されているパソコン等

- ④ 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録
例：携帯電話、住所録、電子手帳、同窓会名簿等

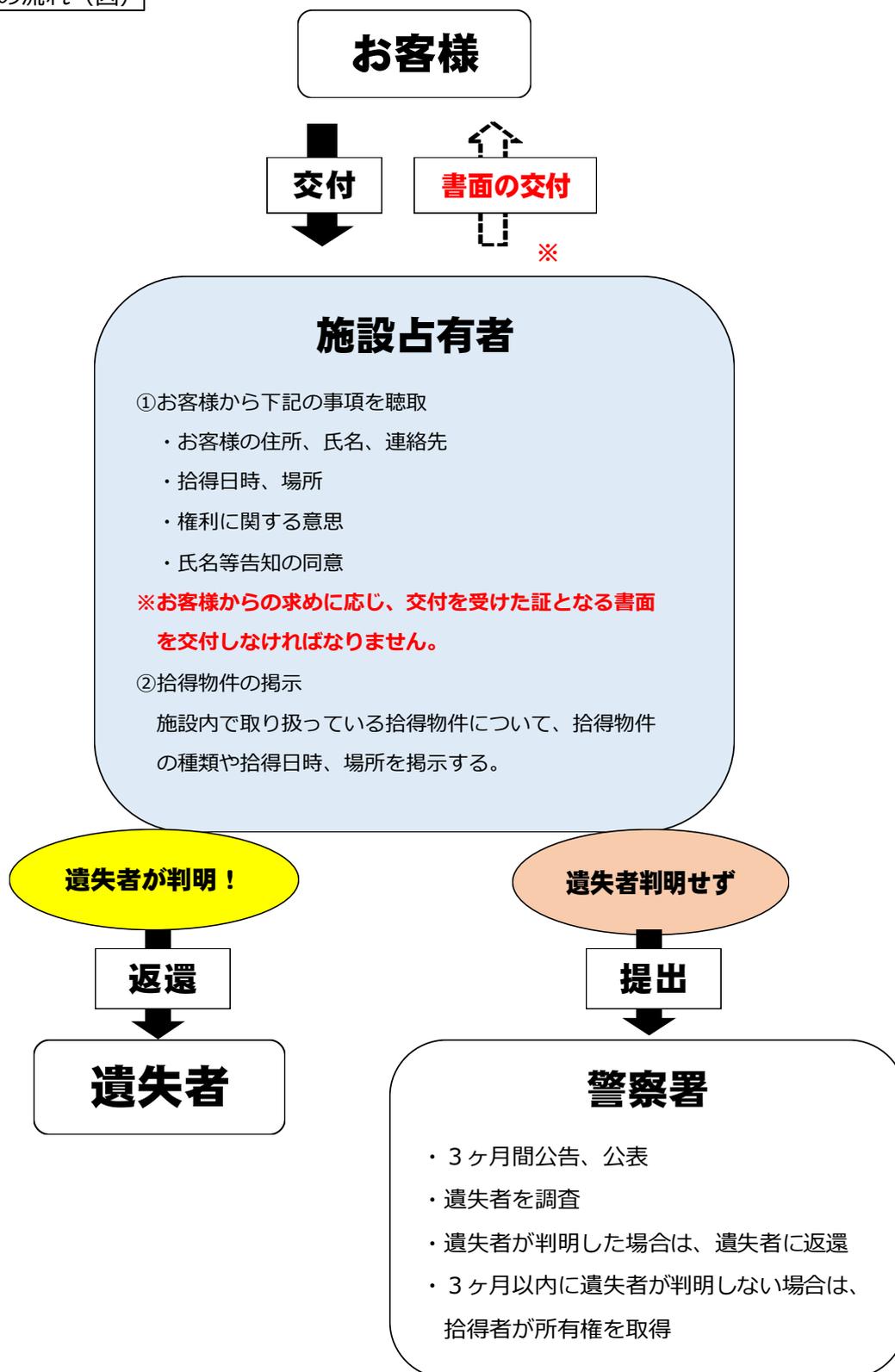
- ⑤ 個人情報データベース等が記録された文書、図画又は電磁的記録
例：企業の顧客リスト等



**所持を禁止されている危険な物件、個人情報に関連する物件は
所有権を取得することができません。**

第3章 施設占有者の取扱い手順

取扱いの流れ（図）



●お客様から物件が交付されたとき

① 拾得物件の受理

施設占有者は、お客様が拾得した物件を受け取り、適切に保管してください。

施設占有者の管理外の場所で拾得された物件は、お客様に直接警察へ届けるよう案内してください。

② お客様に対する確認

お客様に対して、次の事項を確認してください。

ア お客様の情報（住所、氏名、連絡先）

イ 物件を拾得した日時、場所

拾得したときから**24時間以内**に交付しなかった場合は、お客様の拾得物件に関する権利は失われます。

ウ 権利に関する意思

- 遺失者が判明しなかったときに、所有権を取得する権利があること
- 遺失者が判明したときに、報労金を受け取る権利があること
- 物件の保管や交付の際に費用が発生した場合は、物件を受け取る者に対して、その費用を請求できる権利があることを説明し、権利を放棄するかどうか確認してください。権利については、後で考えて決めることもできます。

エ 氏名等告知の同意

遺失者に対して、お客様の氏名や連絡先等を伝えて良いか確認してください。上記の権利と同様、後で考えて決めることもできます。

③ 書面の交付

お客様から請求があった場合は、物件の交付を受けた証となる書面（参考様式1）を交付しなければなりません。

～書面に必要な事項～

- ①物件の種類及び特徴
- ②物件の交付を受けた日時
- ③施設の名称、所在地、施設占有者の氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)



● 拾得物件についての掲示

駅やスーパーマーケット、飲食店、公共交通機関の車両等のように、不特定かつ多数の者が利用する施設は、施設内で拾得があった場合、

◆物件の種類及び特徴 ◆物件の拾得の日時及び場所 について

- ① お客様から見やすい場所に掲示するか
- ② 上記を記載した書面（参考様式2）を備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させなければなりません。

ただし、遺失者になりすまして不正に拾得物件を受け取ることがないように、具体的な特徴（ブランドや金額等）を書きすぎないように注意してください。

また、掲示するのは、**遺失者に返還又は警察署長に提出するまでの期間**です。

● 遺失者に返還するとき

警察署長へ提出する前に遺失者が判明した場合は、遺失者の求めに応じて返還してください。

① 遺失物件と拾得物件の照合

遺失者から遺失した物件の種類及び特徴を聞き取り、保管している拾得物件の種類及び特徴と照合します。

また、拾得物件に氏名等が記載されている場合は、遺失者から氏名住所等を聞き取り、遺失者であることを確認します。

② 物件の引渡し

遺失物件と拾得物件が一致すれば、遺失者に物件を引き渡すことができます。

③ 遺失者への説明

拾得したお客様が、報労金を受け取る権利や費用を請求する権利を有しており、かつ、氏名等の告知に同意している場合は、お客様の氏名等を遺失者にお知らせし、速やかにお礼等を行うよう説明してください。

● 警察署長に提出するとき

掲示等をして遺失者が判明しない場合は、拾得物件を警察署長に提出してください。

① 拾得物件の提出

お客様から交付を受けた日又は自ら拾得した日から **7日以内**に提出しなかった場合は、施設占有者の拾得物に関する権利は失われます。

また、提出する際は物件に「提出書」（参考様式3）を添えて提出してください。

② 拾得物件預り書の受領

拾得物件を提出していただいた際は、警察へ提出した証となる「拾得物件預り書」をお渡します。

この書面は、遺失者が判明せず、施設占有者が所有権を取得したときに必要となりますので、大切に保管してください。

③ 遺失者から問い合わせがあった場合

警察署長に提出した拾得物件について、遺失者から返還の問い合わせを受けた場合は、警察署に問い合わせるよう説明してください。

お客様が直接警察へ提出した場合

施設内での落とし物を、お客様が施設占有者に交付せず、直接警察に提出することがあります。この場合、施設占有者から同意を得ることができれば、施設占有者が提出したものとみなして取り扱うことができます。

事前に「同意書」（参考様式4）を警察署長に提出いただくと、その都度確認する必要がなくなり、通常どおり受理することができますので、ご協力よろしくお願いします。

● 保管期間を過ぎた物件はどうなるの？

警察における3ヶ月の保管期間内に遺失者が判明しなかった物件は、下記のとおり取り扱います。

① 拾得者への交付

所有権を取得したお客様や施設占有者に交付します。

お客様に対する物件の交付は、直接警察が行いますので、施設占有者における手続は必要ありません。

② 島根県への帰属

遺失者が判明せず、かつ、物件を引き取る者がいない物件は、島根県のものになります。

第4章 特例施設占有者制度

公共交通機関や百貨店など不特定かつ多数の者が利用する施設において、落とし物の件数が多数に上り、かつ、これを適切に保管することのできる施設占有者を対象に「特例施設占有者制度」が設けられています。

詳しい内容については、ホームページに掲載している「特例施設占有者制度について」をご覧ください。

第5章 罰則

＜遺失物法第41条より＞

施設占有者が拾得した物件又はお客様から交付された物件を警察署長に提出しなかった場合において、遺失者またはお客様の利益を保護するために公安委員会が行った指示に従わなかったときは、

6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

＜遺失物法第42条第1号より＞

お客様から物件の交付を受けた際、お客様が求める書面を交付しない、又は虚偽の記載をした書面を交付したときは、

30万円以下の罰金の処する。

＜遺失物法第42条第5号より＞

公安委員会が求めた、拾得物件に関する報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出したときは、

30万円以下の罰金に処する。

第6章 参考様式

別添のとおり



その他ご不明な点は、
お近くの警察署までお問い合わせください。